

愛媛県南予家畜保健衛生所警備業務委託契約書（案）

委託者 愛媛県南予地方局長 阿部恭司（以下「甲」という。）は愛媛県南予家畜保健衛生所警備業務（以下「警備」という。）に関し、受託者 以下「乙」という。）と次のとおり条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、愛媛県南予家畜保健衛生所の警備業務（以下「委託業務」という。）を別紙警備業務仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 委託業務の実施期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年2月1日から令和10年1月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、月額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。翌年度及び翌々年度も同額とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあっては、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、予め甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（調査等）

第6条 甲は、必要があると認められるときは乙に対して委託業務の実施状況について調査し、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

（報告及び確認）

第7条 乙は、毎月の委託業務が完了したときは、翌月10日までに別記様式により甲に警備実施状況書を提出するものとする。

2 甲は前項委託業務完了報告書を受理したときは、委託業務完了の確認を行うものとする。

（委託料の支払）

第8条 委託料の支払いは年払いとし、乙は、各年度または契約期間の委託業務終了後、支払請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（支払の遅延）

第9条 甲はその責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったと

きは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、またその額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（委託業務内容の変更）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託期間又は委託料は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 委託業務を遂行することが困難であるとき。
- (3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定に基づき契約を解除したときは、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

（損害賠償）

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が解除され、又はこの契約が終了した後も同様とする。

- 2 乙は、前項に規定する秘密の保持について、その従事者に周知し徹底させなければならない。
- 3 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（警報装置の設置）

第14条 乙は、委託業務の遂行に必要な警報装置を、この契約締結後速やかに設置しなければならない。なお、機械装置が設置されるまでの間は、乙の職員による人的警備による巡回警備を実施するものとする。

- 2 乙は、委託期間が満了した場合又はこの契約が解除された場合は、前項の警報装置を速やかに撤去するものとする。
- 3 第1項の警報装置の所有権は、乙に属するものとする。

(費用の負担)

第 15 条 前条の警報装置の設置完了後において、甲の施設の改装により同条の警報装置の移動又は変更の必要が生じたときは、当該移動又は変更に要する費用は、甲の負担とする。

2 前条の警報装置の撤去に要する費用は、委託期間が満了した場合又はこの契約が第 10 条第 1 項各号の規定若しくは乙の申出により解除された場合は、乙の負担とする。

3 この契約に定める警報装置作動に係る電力に要する費用及び電話回線使用に要する費用は甲の負担とする。

(臨機の措置)

第 16 条 甲は、委託業務の実施上、緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し、所要の措置をとることを求めることができる。この場合において、乙は、そのとった措置について、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(協議事項)

第 17 条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛媛県宇和島市天神町 7 番 1 号
愛媛県南予地方局長 阿部恭司

乙

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。